

# 浜頓別町農業委員会委員

## ～募集案内～

受付期間：令和2年2月3日（月）～令和2年3月2日（月）

農業委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となりますので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進などの職務を適切に行うことができる農業委員会委員を募集します。

農業者等からの推薦をはじめ、委員の中に利害関係のない方を含むよう義務化されたことから広く一般からも公募し、推薦・応募のあった方の中から町長が候補者を選考し、議会の同意を得て任命されます。

### 1 募集の内容

#### (1) 募集人数

10人（うち中立委員1人以上を含む）※

※法令により、認定農業者等が農業委員の過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

#### (2) 任用期間

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）

#### (3) 身分

非常勤の地方公務員特別職

#### (4) 報酬

町条例の規定に基づき支給します。

### 2 主な職務内容

- (1) 農地の権利移動や転用に係る許可等の決定及び審議並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

### 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

推薦を受け又は応募できるのは、次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

(令和2年7月20日の任命予定日時点)

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
  - (2) 教育委員又は固定資産評価審査委員会委員でない方、その他法令で兼職禁止の規定がない方
  - (3) 町の職員でない方(地方公務員法適用者)
  - (4) 推薦及び募集を始める月の初日において20歳以上の方
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。
- (A) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
  - (B) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

### 4 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送(令和2年3月2日消印有効)により、浜頓別町農業委員会事務局(浜頓別町役場庁舎2階)まで提出してください。

#### (1) 推薦

##### ①地区又は全域からの個人による推薦 [別記様式第1号]

農業者等3名が連名し、代表者が推薦を受ける者の同意書を添付の上、提出してください。

##### ②団体等からの推薦 [別記様式第2号]

団体等の代表者又は管理者が推薦を受ける者の同意書を添付の上、提出してください。

#### (2) 個人による応募 [別記様式第3号]

必要事項を記入の上、提出してください。

#### (3) 受付期間

**令和2年2月3日(月)から令和2年3月2日(月)まで**

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、浜頓別町ホームページにてお知らせします。

#### (4) 様式の入手方法

浜頓別町農業委員会事務局の窓口に備えるほか、浜頓別町ホームページからもダウンロードできます。

## 5 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（2月中旬頃）及び終了後（3月上旬頃）に申込者等に関する以下の情報を浜頓別町ホームページで公表します。

- （1）推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- （2）推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- （3）被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- （4）被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- （5）推薦又は応募の理由

## 6 選考方法

推薦若しくは応募による委員候補者の総数が定数を超えた場合は浜頓別町農業委員候補者評価委員会において審査を行い、その審査結果を参考に町長が選定します。

候補者の選定結果の通知は令和2年4月下旬を予定していますが、農業委員の任命には浜頓別町議会の同意が必要となることから、その結果は6月下旬頃に推薦者及び被推薦者並びに応募者に文書で通知します。

## 7 注意事項

- （1）提出された申込書等は、返却しません。
- （2）申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

## 8 申込書の提出先及び問合せ先

〒098-5792

枝幸郡浜頓別町中央南1番地

浜頓別町農業委員会事務局 [浜頓別町役場庁舎2階]

TEL 01634-2-2373（直通）

浜頓別町ホームページ <http://www.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp/>

